

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成28年10月21日（金） 13時30分～16時15分

2 会 場

ラ・プラス青い森 4階 ル・シエル

3 出席者名

藤井会長、藤村委員、對馬委員、飛澤委員、佐川委員
商工政策課 中野課長代理他2名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回（平成28年7月15日）の議事概要及び届出状況等について
事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い、議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

■【(仮称)十和田複合商業施設の新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①騒音壁を設けると景観が良くないとの話があったが具体的には。

→敷地の境界に壁を設置すると境界から建物が近い場合、特に1階は圧迫感がある。壁を設置することで騒音の低減効果は認められるが、今回は、住民に説明した上で了解を得ているとのこと。

②予測地点P8などは、現在営業しているパチンコ店の駐車場等で、ある程度騒音は発生している。新しい店舗で営業した場合は、どれくらいあるか不明だが、影響は小さいのではないかと。

③予測地点P8"はなぜ、この地点なのか。

→保全施設となる住宅で一番近い場所として選定。他の建物は店舗のため。

④営業中のユニバース東一番町店は、新店舗が開店後どのようになるのか

→東一番町店は閉店して、新店舗での営業となる。借上げの店舗であり、その後の利用は不明。所有者が新しいテナントを探すと思われる。

⑤店舗の敷地に隣接した家屋等は、十鉄があった頃から建っていたと思われ、今回、住民の意見が出なかったことは、これくらいの騒音であれば許容できるということなのか。かなりオーバーしている地点もあるが、納得しているのか。

→かつてこの敷地には、十鉄の駅ビルがあり、ダイエー等が営業しており、大型店があった地域である。説明会の際や十和田市には、意見があったようであるが、十和田市の意見は、それを受けてのものと思われる。隣接した家屋等住民

に個別に説明し、了解を得ているとのこと。

- ⑥営業形態から見ても、遅い時間は、それほど来客も多くないのではないかと。駐車場は広いが、通常時に一杯にならないと思える。旧ダイエー時代も、通常時は半分使われているかといった感じだったと思う。
- ⑦バスは巡回するルートになっているが、渋滞時等運行時間に影響があるのでは。
→巡回するルートは現在も利用されている。対岸の道路は現在も交通量あるが、店舗前の道路は、交通量が少なく、店舗開店後も影響は少ないと思われる。
- ⑧バス停は、将来的にも新しい場所が使用されるのか。敷地内にバスターミナルのような形で設置されるのか。
→店舗の設置者では、開店後の状況を見ながら、店舗に近い方にバス停を設置できるようにバス事業者と協議する予定とのこと。バスターミナルとすることは難しいと思われるが、バス停を設置することを検討しているようである。
- ⑨出入口8か所があるが、交通量上問題はないと思われるが、右左折の規制は掛けないのか。
→基本的には、規制は掛けない考え。渋滞・混雑時は、整理員を配置し、誘導するか、出入口に規制を掛けることもある。
- ⑩出入口①②は、交差点の複雑で、周辺の住民でなければ混乱するかも。
→出入口①②に接する道路は、交通量が多くないので、多少迷っても対応できると思われる。
- ⑪身障者スペースの確保については、設置者配慮事項に一定の記載があるので、今回は、要望して記載しなくてよい。
- ⑫騒音については、再予測においても超過している旨を要望1に明記し、言及しておく。
- ⑬バス停の位置について、大店法ではどのように取扱いになるのか。
→バス停の設置は、店舗設置者の責務ではないので、バス停が無いからと言ってただちに問題になるものではないが、従来あったバス停が店舗設置に伴い移動となっているため設置側で配慮している。また、大店法の指針上は、一定数の来客について公共交通機関の利用も想定している。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が、再予測においても一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 大型商業施設が複数近接し、来店経路上に複雑な交差点があるなどの立地条件から、状況によっては複合要因で道路渋滞等が予想されること、周辺が児童・生徒の通学路となっていることも考慮して、適切な安全対策・混雑緩和対策等

を講じること。

3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【メガ小柳店・宮脇書店青森店の新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①店舗面積1, 835㎡に、C棟、D棟は含まれているのか。宮脇書店の面積はいくらか。

→1, 835㎡には、C棟・D棟は含まれていない（非小売）。宮脇書店は、495㎡である

②設置者配慮事項に身障者駐車場の記載はあるが、図面ではA棟の前のみでB棟にはない。B棟にも設置するべきではないか。今回の、要望に記載すべきでないか。

→（会長）設置者配慮事項に書かれているので、要望に記載する必要はないと思われる。

→基準を満たしているので、必ず設置するように言うことはできないが、設置者側には、ただいまの意見を伝えます。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者等の安全対策について、付近に小学校等があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【ハルル樹木の新設・変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①出入口1ヶ所であるが、前の道路は拡幅しているのか。

→敷地が道路に比べ低いので傾斜が必要で1ヶ所としている。また、前の道路と交差点は拡幅工事をしている。

②出入口の幅はどれくらいか。ある程度は幅が必要であるが。

→10メートル確保されている。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかに

ついて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 店舗周辺の歩行者等の安全確保対策について、付近に小学校、中学校があることでもあり、周囲の交通規制状況を考慮して、十分な配慮を行うこと。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【ユニバース・かんぶん階上店の変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①駐車場に段差があり、ほぼ仕切られている状況。かんぶん側の店舗前にも、障害者用駐車場を確保するように設置者に伝えて欲しい。
→設置者に伝えます。
- ②騒音予測地点のP 1だけ72.4 dBとなっているが、どのような理由か。
→駐車場の入口の測定であり、自動車の走行音等が考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。